



宮 崎 県 公 報

平成28年1月21日(木曜日) 第 2761 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 1
- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 1

- 道路の供用の開始……………(道路保全課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定(2件)……………(砂防課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定(2件)……………(“) 3

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 5

告 示

宮崎県告示第38号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年1月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字鍵山3094-13
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字鍵山3094-13(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第39号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年1月21日から平成28年2月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
355	県道	旭村木脇線	西都市大字上三財字元	旧	5.2~14.7	396.7

地原2686番 2地先から 東諸県郡国 富町大字八 代北俣字平 ノ下1968番 2地先まで	新	5.5~ 14.7	75.3
		7.9~ 20.3	372.0

宮崎県告示第40号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年1月21日から平成28年2月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
355	県道	旭村木脇線	西都市大字上三財字元 地原2686番 2地先から 東諸県郡国 富町大字八 代北俣字平 ノ下1968番 2地先まで	平成28年1月21日

宮崎県告示第41号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年1月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所 (溪流) 番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類			
西 都 市	瓜 葉 木 谷	07- 208- 1- 014	土 石 流	椎原- 1- 新①	I- 1- 3374- 新①	急傾斜地の崩壊
	瓜葉木谷 (1)	07- 208- 1- 015	土 石 流	平 原- 1	I- 1- 3375	急傾斜地の崩壊
	竹 添 谷	07- 208- 1- 016	土 石 流	平 原- 1- 新①	I- 1- 3375- 新①	急傾斜地の崩壊
	平 原 谷 1	07- 208- 1- 025	土 石 流	平 原	II- 1- 1029	急傾斜地の崩壊
	平 原 (1)	07- 208- 1- 026	土 石 流	平 原- 新①	II- 1- 1029- 新①	急傾斜地の崩壊
	一 の 迫	07- 208- 1- 027	土 石 流	長 崎	II- 1- 5953	急傾斜地の崩壊
	上 山 路	07- 208- 2- 020	土 石 流	椎原- 2	II- 1- 5954	急傾斜地の崩壊
	鳥 巢	07- 208- 2- 030	土 石 流	椎原- 2- 新①	II- 1- 5954- 新①	急傾斜地の崩壊
	長 崎	07- 208- 2- 057	土 石 流	椎原- 2- 新②	II- 1- 5954- 新②	急傾斜地の崩壊
	山 島 津	07- 208- 2- 058	土 石 流	椎原- 2- 新③	II- 1- 5954- 新③	急傾斜地の崩壊
	横 尾 谷	07- 208- 2- 059	土 石 流	鉢 峰	II- 1- 5955	急傾斜地の崩壊
	宇 戸 谷	07- 208- 2- 060	土 石 流	畑 江	II- 1- 5956	急傾斜地の崩壊
	現 王 屋 敷	07- 208- 2- 061	土 石 流	現 王 屋 敷- 1	II- 1- 5957	急傾斜地の崩壊
	竹 尾	07- 208- 2- 062	土 石 流	竹 尾- 1	II- 1- 5958	急傾斜地の崩壊
	高 野 谷	07- 208- 2- 063	土 石 流	竹 尾- 1- 新①	II- 1- 5958- 新①	急傾斜地の崩壊
	平 原 (2)	07- 208- 2- 064	土 石 流	下 水 流	II- 1- 5971	急傾斜地の崩壊
	平 原 (3)	07- 208- 2- 065	土 石 流	下 水 流- 新 ①	II- 1- 5971- 新①	急傾斜地の崩壊
	桜 田 谷	07- 208- 2- 066	土 石 流	久 野	II- 1- 6004	急傾斜地の崩壊
	中ノ迫谷	07- 208- 2- 067	土 石 流	現 王 屋 敷- 2	II- 1- 6005	急傾斜地の崩壊
	杉 安	I- 1- 1016	急傾斜地の崩壊	赤 松	II- 1- 6006	急傾斜地の崩壊
	松 田	I- 1- 1024	急傾斜地の崩壊	現 王 屋 敷- 3	II- 1- 6007	急傾斜地の崩壊
	上 江	I- 1- 1030	急傾斜地の崩壊	平 原- 2	II- 1- 6008	急傾斜地の崩壊
	竹 尾	I- 1- 1031	急傾斜地の崩壊			
	山 島 津	I- 1- 1032	急傾斜地の崩壊			
	椎原- 1	I- 1- 3374	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第42号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国 富 町	東樋渡川	06-382-1-013	土 石 流
	星ヶ平谷川	06-382-1-014	土 石 流
	伊佐生谷川	06-382-1-015	土 石 流
	樋 渡 川	06-382-2-006	土 石 流
	仮 屋	I-1-0936	急傾斜地の崩壊
	栗 巢	I-1-0937	急傾斜地の崩壊
	一 の 谷	I-1-0959	急傾斜地の崩壊
	星 ヶ 平	I-1-2099	急傾斜地の崩壊
	星ヶ平-1	II-1-5839	急傾斜地の崩壊
	樋 渡	II-1-5847	急傾斜地の崩壊
	伊佐生-1	II-1-5849	急傾斜地の崩壊
	伊佐生-2	II-1-5850	急傾斜地の崩壊
	伊佐生-3	II-1-5852	急傾斜地の崩壊
	下 六 野	II-1-5859	急傾斜地の崩壊
尾 園	III-1-9547	急傾斜地の崩壊	
綾 町	四枝-新①	I-1-0982-新①	急傾斜地の崩壊
	四枝-新②	I-1-0982-新②	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第43号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西 都 市	瓜葉木谷(1)	07-208-1-015	土 石 流
	平原(1)	07-208-1-026	土 石 流
	上 山 路	07-208-2-020	土 石 流
	鳥 巢	07-208-2-030	土 石 流
	長 崎	07-208-2-057	土 石 流
	山 島 津	07-208-2-058	土 石 流
	横 尾 谷	07-208-2-059	土 石 流
	現王屋敷	07-208-2-061	土 石 流
	竹 尾	07-208-2-062	土 石 流
	平原(3)	07-208-2-065	土 石 流
	桜 田 谷	07-208-2-066	土 石 流
	杉 安	I-1-1016	急傾斜地の崩壊
	松 田	I-1-1024	急傾斜地の崩壊
	上 江	I-1-1030	急傾斜地の崩壊
	竹 尾	I-1-1031	急傾斜地の崩壊
	山 島 津	I-1-1032	急傾斜地の崩壊
	椎原-1	I-1-3374	急傾斜地の崩壊
	椎原-1-新①	I-1-3374-新①	急傾斜地の崩壊
	平原-1	I-1-3375	急傾斜地の崩壊
	平原-1-新①	I-1-3375-新①	急傾斜地の崩壊

平 原	II - 1 - 1029	急傾斜地の崩壊
平原-新①	II - 1 - 1029 - 新①	急傾斜地の崩壊
長 崎	II - 1 - 5953	急傾斜地の崩壊
椎原 - 2	II - 1 - 5954	急傾斜地の崩壊
椎原 - 2 - 新①	II - 1 - 5954 - 新①	急傾斜地の崩壊
椎原 - 2 - 新②	II - 1 - 5954 - 新②	急傾斜地の崩壊
椎原 - 2 - 新③	II - 1 - 5954 - 新③	急傾斜地の崩壊
鉦 峰	II - 1 - 5955	急傾斜地の崩壊
畑 江	II - 1 - 5956	急傾斜地の崩壊
現王屋敷 - 1	II - 1 - 5957	急傾斜地の崩壊
竹尾 - 1	II - 1 - 5958	急傾斜地の崩壊
竹尾 - 1 - 新①	II - 1 - 5958 - 新①	急傾斜地の崩壊
下 水 流	II - 1 - 5971	急傾斜地の崩壊
下水流 - 新①	II - 1 - 5971 - 新①	急傾斜地の崩壊
久 野	II - 1 - 6004	急傾斜地の崩壊
現王屋敷 - 2	II - 1 - 6005	急傾斜地の崩壊
赤 松	II - 1 - 6006	急傾斜地の崩壊
現王屋敷 - 3	II - 1 - 6007	急傾斜地の崩壊
平 原 - 2	II - 1 - 6008	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第44号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必

要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国 富 町	東樋渡川	06 - 382 - 1 - 013	土 石 流
	樋 渡 川	06 - 382 - 2 - 006	土 石 流
	仮 屋	I - 1 - 0936	急傾斜地の崩壊
	栗 巢	I - 1 - 0937	急傾斜地の崩壊
	一 の 谷	I - 1 - 0959	急傾斜地の崩壊
	星ヶ平	I - 1 - 2099	急傾斜地の崩壊
	星ヶ平-1	II - 1 - 5839	急傾斜地の崩壊
	樋 渡	II - 1 - 5847	急傾斜地の崩壊
	伊佐生-1	II - 1 - 5849	急傾斜地の崩壊
	伊佐生-2	II - 1 - 5850	急傾斜地の崩壊
	伊佐生-3	II - 1 - 5852	急傾斜地の崩壊
	下 六 野	II - 1 - 5859	急傾斜地の崩壊
	尾 園	III - 1 - 9547	急傾斜地の崩壊
綾 町	四枝-新①	I - 1 - 0982 - 新①	急傾斜地の崩壊
	四枝-新②	I - 1 - 0982 - 新②	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグコスモスえびの店
えびの市大字向江 564番 3 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

人にあつては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館
4階

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館
4階

4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年9月7日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,693.61㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
敷地南側 59台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 9台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南東側 27㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗内南東側 9㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時45分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時45分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 敷地南西側、南東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日
平成28年1月6日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間
平成28年1月21日から平成28年5月23日まで

10 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
平成28年1月21日から平成28年5月23日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により

、山新土地改良区(三股町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年1月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	久松節夫	北諸県郡三股町大字樺山4044番地3
理事	大重信弘	北諸県郡三股町大字樺山4239番地
理事	比江島哲二	北諸県郡三股町大字樺山4455番地
理事	久木山正明	北諸県郡三股町大字樺山4117番地
理事	下沖幸男	北諸県郡三股町大字樺山5246番地1
理事	東新一	北諸県郡三股町大字蓼池 613番地2
理事	下沖常美	北諸県郡三股町大字蓼池 575番地2
理事	二宮利博	北諸県郡三股町大字樺山4387番地2
理事	轟木保紘	都城市郡元町2840番地イ
監事	下沖渡	北諸県郡三股町今市18番地2
監事	山元勝雄	北諸県郡三股町大字樺山4257番地1
監事	柳橋良一	北諸県郡三股町大字樺山4364番地4

(任期：平成31年12月24日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	久松節夫	北諸県郡三股町大字樺山4044番地3
理事	大重信弘	北諸県郡三股町大字樺山4239番地
理事	川上貢	北諸県郡三股町大字蓼池 608番地3
理事	久木山正明	北諸県郡三股町大字樺山4117番地

理 事	東 新 一	北諸県郡三股町大字蓼池 613番地 2
理 事	下 沖 幸 男	北諸県郡三股町大字樺山5246番地 1
理 事	有 村 實 男	北諸県郡三股町大字樺山4354番地
理 事	轟 木 保 紘	都城市郡元町2840番地 1
監 事	下 沖 渡	北諸県郡三股町今市18番地 2
監 事	山 元 勝 雄	北諸県郡三股町大字樺山4257番地 1
監 事	永 山 芳 春	北諸県郡三股町大字樺山4541番地 2